

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

(4) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正に伴うパブリックコメント手続について

資料1 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正について

資料2 パブリックコメント手続資料

参考資料1 本市の家庭的保育事業等の現状

参考資料2 家庭的保育事業等の主な設備及び運営に関する基準について

こども未来局

（令和元年8月23日）

「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正について

1. 条例改正の経緯

①「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」

本条例（平成26年9月5日条例第35号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型、C型、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）を踏まえ、規定しています。

今回、「平成30年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を受け、改正省令が本年3月29日に公布、4月1日に施行されました。

内容

- （1）連携施設の確保義務の緩和
- （2）保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除
- （3）食事提供の経過措置期間延長について
- （4）連携施設の確保に関する経過措置期間延長について

②「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

本条例（平成26年9月5日条例第36号）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）を踏まえ、規定しています。

省令が先行して改正されている状態でしたが、府令と省令は一致しているべきであることから、府令の改正についても令和元年5月31日付で公布、施行されました。

内容

- （1）連携施設の確保義務の緩和
- （2）保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除
- （3）連携施設の確保に関する経過措置期間延長について
- （4）「代替保育」の提供先の緩和について

改正省令、改正府令が公布、施行されたことから、本市においても必要な改正を行います。

2. 条例の改正内容

(1) 連携施設の確保義務の緩和

市町村が、卒園後の受入に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときには、定員が20人以上である次の施設を卒園後の受入に係る連携施設とすることができます。

- (i) 企業主導型保育事業実施施設として政府の助成を受けている施設
- (ii) 地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設
(本市においては、川崎認定保育園が該当します。)

(2) 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除

3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所(定員20人以上)については、市町村長が適当と認めるときには、卒園後の受入を行う連携施設の確保を不要とします。

(3) 食事提供の経過措置期間延長について

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例のみの改正)

食事提供の経過措置が適用されている事業者のうち、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」とします。

(4) 連携施設の確保に関する経過措置期間延長について

連携施設を確保しないことができる「5年」の経過措置期限を更に5年延長し、「10年」とします。

(5) 「代替保育」の提供先の緩和について

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例のみの改正)

家庭的保育事業の代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業(A型、B型)、事業所内保育事業から確保することを可能とします。

<家庭的保育事業等が確保すべき連携機能>

(1) 卒園後の受入先の確保
(2) 保育内容の支援
(3) 代替保育(※)の実施

<連携施設種別>

← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園
小規模保育事業(A型、B型)、事業所内保育事業 ※

※家庭的保育者が病気などの際に、連携施設において保育を提供する。

3. スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
改正省令施行 (4/1)	改正府令施行 (5/31)			文教委員会 パブコメ実施報告 (8/23)	・パブリックコメント手続 (9/17~10/16)		・改正条例議案上程 (11月)	(予定)
							パブコメ結果公表 (11月)	

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正について

— 市民の皆様から意見を募集します —

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成31年3月29日に公布され、4月1日に施行されました。

また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が令和元年5月31日に公布され、同日に施行されました。

改正省令、改正府令が公布、施行されたことに伴い、本市で制定している「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」及び「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」について一部を改正しますので、市民の皆さまから広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

令和元年9月17日（火）から10月16日（水）まで

※郵送の場合：10月16日（水）当日必着

※持参の場合：10月16日（水）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) こども未来局子育て推進部保育課、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）

※ この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

令和元年11月中（予定）

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部保育課

電話044-200-3128 FAX044-200-3933

(1) 家庭的保育事業等（別名：地域型保育事業）について

0歳～2歳児までを対象とした、定員が19人までの小規模な保育事業の総称です。本市では、卒園後の3歳児からは連携施設などへの優先利用調整を行っています。

(2) 川崎市で実施している家庭的保育事業等の類型について

家庭的保育事業等の類型は次のとおりです。

事業類型		定員	保育従事者	受入年齢
小規模 保育事業	A型	6～19人以下	保育士	5か月～
	B型	6～19人以下	保育士割合1/2以上	
	C型	6～10人以下	家庭的保育者	
家庭的保育事業		1～5人以下	家庭的保育者	
事業所内保育事業		定め無し	認可保育所又は小規模保育事業に準じる	

※家庭的保育者とは市の研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識・経験を有すると市長が認めた者(看護師、幼稚園教諭等)を言います。

※事業所内保育事業で定員が20人以上の場合は認可保育所の基準、定員19人以下の場合は、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されます。

※受入年齢は施設によって異なります。

(3) 連携施設について

定員が19人までと小規模なこと、0歳～2歳児を受入対象としていることから、連携施設(認可保育所等)を設定し、保育内容の支援や、3歳児以降の卒園後の受入れなどを調整することとなります。

卒園後の受入れについては、連携施設のみでは卒園後の受入枠を確保することが困難なため、近隣の認可保育所を協力施設として、優先利用調整を行っています。

家庭的保育事業については、家庭的保育者の病気などによる休園の際、連携施設において代替保育を実施します。

各事業類型別の連携内容は次のとおりです。

事業類型		保育内容の支援	代替保育	卒園後の受入
小規模 保育事業	A型	すべての事業類型で実施 (集団保育の提供、合同 健診、保育に関する相 談・援助など)		連携施設及び協 力施設にて優先 利用調整を実施
	B型			
	C型			
事業所内保育事業				
家庭的保育事業			家庭的保育者の 病気や休暇の際 に利用	連携施設で優先 利用調整を実施

※ 連携施設が幼稚園の場合は、優先利用調整は行いません。

家庭的保育事業等の主な設備及び運営に関する基準について

参考資料2

		家庭的保育事業等(地域型保育事業)					特定教育・保育施設
		家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	保育所 (参考)
			A型	B型	C型		
職員	職員数	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所の基準と同様	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者		保育士 ※保健師又は看護師等の特例あり (1人まで)
設備・面積	保育室等	0～2歳児 いずれも 3.3㎡/人	0歳・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0歳・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0～2歳児 いずれも 3.3㎡/人	定員19名以下 小規模保育A型、B型の基準と同様	0歳・1歳 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳以上 保育室等 1.98㎡/人
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 調理室 調理員
実施数	施設数	21	24	11	9	4	373
	定員	93人	429人	192人	78人	93人	29,005人

(平成31年4月現在)

※保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。